

各中学校長 様
各団体代表者 様

岡山県中学校体育連盟
会 長 那須 拓孝
(公印省略)

「個人情報保護法」及び「肖像権」に関する取り扱いについて（通知）

平素は本連盟のため格別のご理解とご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、7月20日(木)より令和5年度全国中学校体育大会の予選となります第61回岡山県中学校総合体育大会が開催されます。(水泳、体操競技・新体操、スキーは別日程)その際、「個人情報保護法」に関しまして、下記の内容を十分ご理解いただき、大会開催前に選手及び保護者への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

1 「個人情報保護法」に関して

(1) 「個人情報保護法」とは

この「法」は個人情報(氏名、所属、生年月日等の特定の個人を識別できるもの)の適正な取り扱いに関し基本的な事項を定め、個人の権利・利益を保護するために定められた法律である。また、個人情報はその利用目的が明確にされ、その目的達成の範囲内で取り扱わなければならない。

(2) 具体的留意事項

本人・保護者から個人情報を取得する際は、予め本人・保護者にその利用目的を明示しなければならない。このことから、中体連が主催する大会のプログラム等への個人情報提供に関しては、その提供依頼の趣旨を口頭又は書面(別添例)で説明し、同意を得る必要がある。ただし、以後の上位大会(令和5年度中国中学校選手権大会、令和5年度全国中学校体育大会)においても個人情報提供の事前承諾を得ているものとして活用することを事前に伝えておく必要がある。

① 個人情報の利用について本人の同意が必要な場合

- ア 個人情報の取得
- イ 利用目的の変更
- ウ 第三者への提供

② 同意を得る方法

- ア あらかじめ当該本人に当該個人情報の利用目的を通知し、又は公表すること。
- イ 当該本人・保護者から口頭、書面等により当該個人情報の取扱いについて承諾の意思表示を得る。

2 「肖像権」について

(1) 「肖像権」とは

「肖像権」とは人から自分の肖像を写真に写されたり、絵にかかれたりしない権利。また、それらの肖像を他者に勝手に使用されない権利でもある。

(2) 具体的留意事項

本人が中体連主催の大会やセレモニーに出場または参加した場合、許可された組織企業によって写真撮影が行われ、その写真が公開される可能性があることを事前に対象者に周知し、事前承諾を得ておく。なお、その事前承諾は中体連主催のその後の上位大会(令和5年度中国中学校選手権大会、令和5年度全国中学校体育大会)でも有効である事を伝えておく必要がある。